

議事日程(第4号)

令和3年6月9日 午前10時00分開議

- 日程第1 議案第35号 尾鈴地区水利施設管理強化事業の事務の委託について
- 日程第2 議案第36号 一ツ瀬川地区水利施設管理強化事業の事務の委託について
- 日程第3 議案第37号 町道認定路線の変更及び町道路線の認定について
- 日程第4 議案第38号 西都児湯固定資産評価審査委員会条例の一部改正について
- 日程第5 議案第39号 高鍋町税条例の一部改正について
- 日程第6 議案第40号 高鍋町県営土地改良事業に係る分担金に関する条例の一部改正について
- 日程第7 議案第41号 高鍋町農産物加工施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第8 議案第42号 高鍋町町道の構造の技術的基準を定める条例の一部改正について
- 日程第9 議案第43号 道路占用料徴収条例の一部改正について
- 日程第10 議案第44号 令和3年度高鍋町一般会計補正予算(第1号)
- 日程第11 議案第45号 令和3年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
- 

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第35号 尾鈴地区水利施設管理強化事業の事務の委託について
- 日程第2 議案第36号 一ツ瀬川地区水利施設管理強化事業の事務の委託について
- 日程第3 議案第37号 町道認定路線の変更及び町道路線の認定について
- 日程第4 議案第38号 西都児湯固定資産評価審査委員会条例の一部改正について
- 日程第5 議案第39号 高鍋町税条例の一部改正について
- 日程第6 議案第40号 高鍋町県営土地改良事業に係る分担金に関する条例の一部改正について
- 日程第7 議案第41号 高鍋町農産物加工施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第8 議案第42号 高鍋町町道の構造の技術的基準を定める条例の一部改正について
- 日程第9 議案第43号 道路占用料徴収条例の一部改正について
- 日程第10 議案第44号 令和3年度高鍋町一般会計補正予算(第1号)
- 日程第11 議案第45号 令和3年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)

---

出席議員（14名）

1番	田中	義基君	2番	永友	良和君
3番	八代	輝幸君	5番	松岡	信博君
6番	青木	善明君	7番	黒木	博行君
8番	黒木	正建君	10番	古川	誠君
11番	中村	末子君	12番	春成	勇君
13番	日高	正則君	14番	杉尾	浩一君
15番	後藤	正弘君	16番	緒方	直樹君

---

欠席議員（なし）

---

欠 員（なし）

---

事務局出席職員職氏名

議会事務局長 稲井 義人君      事務局長補佐 岩佐 康司君  
議事調査係長 橋本 由香君

---

説明のため出席した者の職氏名

町長	黒木 敏之君	副町長	島埜内 遵君
教育長	川上 浩君	代表監査委員	森 弘道君
総務課長兼選挙管理委員会事務局長			野中 康弘君
財政経営課長	飯干 雄司君	建設管理課長	長友 和也君
農業政策課長	渡部 忠士君	農業委員会事務局長	杉 英樹君
地域政策課長	日高 茂利君		
会計管理者兼会計課長			徳永 恵子君
町民生活課長	鳥井 和昭君	健康保険課長	川野 和成君
福祉課長	杉田 将也君	税務課長	宮越 信義君
上下水道課長	吉田 聖彦君	教育総務課長	横山 英二君
社会教育課長	山下 美穂君		

---

午前10時00分開議

○議長（緒方 直樹） おはようございます。只今から本日の会議を開きます。

---

日程第1. 議案第35号

日程第2. 議案第36号

日程第 3. 議案第 37 号

日程第 4. 議案第 38 号

日程第 5. 議案第 39 号

日程第 6. 議案第 40 号

日程第 7. 議案第 41 号

日程第 8. 議案第 42 号

日程第 9. 議案第 43 号

日程第 10. 議案第 44 号

日程第 11. 議案第 45 号

○議長（緒方 直樹） 日程第 1、議案第 35 号尾鈴地区水利施設管理強化事業の事務の委託についてから日程第 11、議案第 45 号令和 3 年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）まで、以上 11 件を一括議題とし、1 議案ごとに総括質疑を行います。

まず、議案第 35 号尾鈴地区水利施設管理強化事業の事務の委託について質疑を行います。質疑はありませんか。11 番、中村末子議員。

○11 番（中村 末子君） 11 番、中村末子。国営尾鈴地区の農業水利事業等について川南へ委託するということのようにですが、現在、高鍋町の実態はどうなっているのでしょうか。また、水利用についてはどうなっているのでしょうか。小丸川土地改良区との関係はどうなるのでしょうか。別途、水利組合を立ち上げていかれるつもりがあるのかどうかお伺いしたいと思います。

○議長（緒方 直樹） 農業政策課長。

○農業政策課長（渡部 忠士君） 農業政策課長。お答えをいたします。

現在、国営尾鈴地区関連の事業といたしまして、染ヶ岡・鬼ヶ久保 1 期地区から 3 期地区までの県営事業が進行しているところでございます。

水の利用状況でございますけれども、給水栓の設置率で申し上げたいと思います。給水栓の設置率 72.6%というふうになっております。

次に水利組合と小丸川土地改良区の件でございますけれども、この国営尾鈴地区の施設でございますけれども、尾鈴土地改良区連合において管理が行われているところでございます。この尾鈴土地改良区連合は平成 25 年 3 月に設立されたものでございますけれども、尾鈴土地改良区と小丸川土地改良区の 2 つの土地改良区で構成されているところでございます。

新たな水利組合の設立があるのかというお尋ねでございますが、その計画はございません。ただ、農業生産基盤の整備や施設管理につきましては、小丸川土地改良区につきましては、その構成組織として今後とも積極的な関わりを持ってまいりたいということでございます。

以上でございます。

○議長（緒方 直樹） 11 番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 先ほどの答弁で、給水栓の設置率72.6%ということでしたけれども、高鍋町の設置率、あとどれぐらいを目指しておられるのか。それと同時に、川南町はやっぱり負担の割合というのを示しておりますので、これ川南町は負担金がございますので、この給水栓までは全て川南町が設置するという、恐らくなっているんじゃないかなと思うんです。やはり、そこで違うと思うんですが、給水栓の設置率というのは一体どのぐらいを目標とされているのかお伺いしたいと思います。

○議長（緒方 直樹） 農業政策課長。

○農業政策課長（渡部 忠士君） 農業政策課長。給水栓の設置率の目標でございますけれども、現在、まだ県営事業進行中でございますので、その部分につきましては、これからの同意取得を目指してまいるといところでございます。やはり、全農家さんにおきましては給水栓設置に御同意頂きたいというふうに考えて活動してまいりますので、100%を目指して頑張りたいというふうに考えているところでございます。

給水栓設置の費用負担につきましては、確かに川南町と高鍋町、差異がございますけれども、こちらにつきましては、現在のところ、特段の農家さんからの要望とか、そういったものは出てきておりませんので、このままの状態を進めさせていただきたいというふうに考えております。

○議長（緒方 直樹） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） これで質疑を終わります。

次に、議案第36号一ツ瀬川地区水利施設管理強化事業の事務の委託について質疑を行います。質疑はありませんか。11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 11番、中村末子。新富町への委託ということなんですが、これからの事業について事務委託となるのかどうか確認をさせていただきたいと思います。

一ツ瀬川事業内では、西都、新富、高鍋、木城でそれぞれ分担して事業運営がスムーズに進むようにされておりますけれども、どのような事業があり、どこの自治体が事務管理を行っているのか説明をお願いしたいと思います。

○議長（緒方 直樹） 農業政策課長。

○農業政策課長（渡部 忠士君） 農業政策課長。お答えをさせていただきます。

本事業につきましては、国営造成施設管理体制整備促進事業、いわゆる管理体制整備事業と申しますけれども、こちらにつきましては多面的機能の適正な発揮に係る事業に関する活動の部分が、今回、水利施設管理強化事業といいます恒久的な制度として分離され新設されることになりましたので、それに合わせて事務の委託を行うというものでございます。

次に、一ツ瀬川土地改良事業に係る近隣市町それぞれの事業の分担についてでございますけれども、まず本町につきましては、雑用水管理事業を受け持っているところでございます。西都市でございますけれども、西都市は基幹水利施設管理事業、新富町は管理体制整備促進事業を受け持っているところでございます。それぞれが業務を分担し、一ツ瀬川

土地改良事業促進協議会としまして事業を執り行っているところでございます。

ちなみに木城町でございますけれども、こちらのほうは施設管理に係る事業は行っておりませんが、西都市、高鍋町、木城町にまたがるこの一ツ瀬事業の受益地において構成されます多面的機能交付金事業の広域連携協定の事務局を執っていただいているというところでございます。

以上です。

○議長（緒方 直樹） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） これで質疑を終わります。

次に、議案第37号町道認定路線の変更及び町道路線の認定について質疑を行います。質疑はありませんか。11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 11番。鳴野（4）線の幅員というのが4.5メートルとありますが、ここには私有地が存在しているのではないかと私は思っておりますが、どうでしょうか。鳴野（2）線を延長することにより、どのような効果と、整備費用についてはどのぐらいと判断されるのか、もう既に整備は終わっているのかどうか確認させていただきたいと思っております。

中河原（1）線の認定に伴い、小丸団地との兼ね合い及び始点の地形が低く水害の際には問題となっている箇所ですが、その対策をどうするのかお伺いしたいと思っております。

○議長（緒方 直樹） 建設管理課長。

○建設管理課長（長友 和也君） 建設管理課長。お答えいたします。

まず、鳴野（4）線についてでございますけれども、4.5メートルの幅で道路改良が済んでいる箇所でも民地についてはございません。あと鳴野（2）線につきましても、鳴野（4）線と同様に道路改良が済んでいる箇所であります。そのため整備費用についてはわかりません。

次に、中河原（1）線についてでございますけれども、議員の御指摘のとおり、今回認定する道路の始点側につきましても、道路が低くて大雨等の際には道路が冠水いたします。現在、国土交通省で整備を進めています宮越排水機場の整備工事が完成しますと道路冠水が緩和されると思われまますので、排水等については宮越排水機場が完成した後、計画してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（緒方 直樹） 11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 11番、中村です。先ほど、中河原（1）線の問題について、今度、新たな排水の大きいやつにすることによって、あそこも大丈夫だろうという憶測とか推計とか、それがなされているようなんですけれども、私自身の考えとしては、あそこに住宅地ができ、そしてソーラーもかなりできて、水が結構、今まで水に浸かっていなかったところまで水に浸かるんです。

だから、そういうことから考えたときに、あそこに全部集積される部分があるから、非常にあそこのところは水が出るということでは、これ私の推測なんです、改善できない。だから逆に言えば、国土交通省とお話をしたときに、もう1機、その集まる前の排水路のところで、もう1か所、本当は排水、要するに遊水地なりをつくって、しっかりとそこから排水するような手立てを取る必要があるんじゃないかということで国土交通省の方ともお話をしてきたところなんです。

だから、国土交通省の方も今の課長の答弁と同じようなことを答弁されましたけれども、もし大雨の際に宮越での排水機場でそれができないということになれば、国土交通省も考えていただくという返事は頂いているんです。だから、ぜひ見守っていただきたいということで言っているんですけれども、あの衛生公社に入っていくところは、一番最初に住宅ができたところで物すごく低いんです。必ずあそこは冠水するということは分かっているんです。そこに、おまけにソーラーができたせいで、結局あの水が全部あそこに集まってきちゃうわけです。そうすると、もうどこが用水路なのか排水路なのか、どこがどこか、もうさっぱり分からないという状況で、大体40センチぐらい水が上がると思います。床下ぐらいには、みんななると思うんです。

だから、そのことを含めて解消をするための政策をしっかりと持っていかないと、ポンプだけに頼ってはいは、このゲリラ豪雨に対処できない場合もあるんじゃないかというふうに私は思いますので、できるだけあそこのところは、やっぱり道路が通れませんかではなくて、冠水しないでいいようなところというふうにしてあげたほうが、勾配がして、どちらも低いんです。だから、それを今度始点でつくるところまでのある程度の一定の高ささえきちっと確保すれば、私はそれは可能じゃないかなというふうに思うんです。できれば道路が冠水しないと、もし何かあったときに、避難するときに道路がなかなかないわけです。だからそういうところ考えたときには、もう大変な状況があるから、できるだけその辺のところを考慮していただけたらありがたいなと。これは小丸出口の皆さんの要望ですので、今度、町道になるのであれば、やっぱりその辺を考えて工事をしていただきたいということで、これは要望が上がりましたので、どうなるか、どういうふうに考えていらっしゃるかも再度お答え願いたいと思います。

○議長（緒方 直樹） 建設管理課長。

○建設管理課長（長友 和也君） 建設管理課長。その部分につきましては、宮越排水機場の整備で確かに十分ではございません。排水整備計画につきましては上流側、自動車学校を過ぎて、それから上流側についても、まだ未整備区間がございますので、そういう部分につきましては地元からお話がありまして、そういう部分は排水機場のポンプが設置された後、整備を下流側から進めてまいりたいというふうな計画でありますということで地元の方々に、質問された方には答弁をさせていただいたところでございます。

○議長（緒方 直樹） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） これで質疑を終わります。

次に、議案第38号西都児湯固定資産評価審査委員会条例の一部改正について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第39号高鍋町税条例の一部改正について質疑を行います。質疑はありませんか。11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 個人の町民税の非課税範囲について年齢が定められたことにより、非課税範囲が狭くなることはないのかお伺いします。

○議長（緒方 直樹） 税務課長。

○税務課長（宮越 信義君） 税務課長。今回の改正につきましては、非課税限度額の算定に用いる控除対象扶養親族のうち16歳以上70歳未満の国外居住者については、一定要件に該当しない限り扶養控除の適用対象から除外するというものでございます。非課税となる要件、また、合計所得金額等に変更はございませんので非課税範囲が狭くなるというものではございませんけれども、ただ控除対象者が減となった場合には、これまで非課税だった方が課税となるケースはあろうかと思えます。

以上です。

○議長（緒方 直樹） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） これで質疑を終わります。

次に、議案第40号高鍋町県営土地改良事業に係る分担金に関する条例の一部改正について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第41号高鍋町農産物加工施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について質疑を行います。質疑はありませんか。11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 11番、中村末子。4以降について細かく改正となった理由があるんですが、また、損害賠償の義務が課されておりますけれども、何かこれに関わるような事態が発生したのかどうか確認だけさせてください。

○議長（緒方 直樹） 農業政策課長。

○農業政策課長（渡部 忠士君） 農業政策課長。お答えをいたします。

今回の条例改正につきましては、本施設の指定管理者による管理を行わせることを目的に、関係部分につきまして一部改正を行うというものでございます。

損害賠償についてのお尋ねでございますけれども、この条項整備が必要になった事態が発生したということではございませんで、実は現行条例に、この条文がございませんでしたということから、今回追加をさせていただくというものでございます。

以上でございます。

○議長（緒方 直樹） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） これで質疑を終わります。

次に、議案第42号高鍋町町道の構造の技術的基準を定める条例の一部改正について質疑を行います。質疑はありませんか。11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 11番、中村末子。これ、私もなかなか読み解くとに時間がかかったんですけど、自転車通行帯の設置などを行うための準備であるのかどうかという確認、また、歩行者専用道路については利便性が図られるようにすることなのかどうか。詳細、ちょっと分かりにくいんです、これ。委員会ではしっかりと説明をされると思うんですけども、やはりこのことについては私たち全体で知っておく必要があるという判断をして、質疑を行った次第です。

○議長（緒方 直樹） 建設管理課長。

○建設管理課長（長友 和也君） 建設管理課長。お答えいたします。

これまで道路交通法に基づく自転車道の規定がありましたけれども、今回この自転車道は整備するためにいろんな制約がありまして、全国的に整備が進んでいないことから、より整備が進むように幅員の制限等を緩和し、自転車通行帯として新たに道路構造令に規定されたものでございます。今回、道路構造令が改正されたことを受け、関連する本町の条例を改正するものでありますけれども、現時点において特に計画があるものではありません。

また、歩行者専用道路については利便性が図られるようにすることなのかとの御質疑ですけれども、同様に道路構造令において歩行者利便増進道路の規定が新設されましたので追加するものですが、この歩行者利便増進道路とは、にぎわいある歩行者中心の道路空間を構築し、歩行者が安心、快適に通行したり滞留できる空間を整備するため、道路の占用を柔軟に認める道路として指定することができるようになり、歩行者等の通行する幅を確保した上であれば、歩道内に滞留スペースを設けたりベンチを設置したりするなどして、通行するだけでなく憩いの場として利用することができるようになるものです。

以上でございます。

○議長（緒方 直樹） 11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 11番。今度変えられた国の法令を読み解いていくと、確かに今言われたような内容ではあるんです。

しかし、高鍋町は狭い道路が混在している町なんです。昔からの道路、狭い道路をどう改善していくのか。これを本当に合理性のあるように災害に強い町にしていくため、避難道路を含めてしっかりとした対応もなされていない状況にある中で、このような新たな国が法整備をしたことによって、確かにゆとりある空間づくりについては私も賛成です。しかし、現在の高鍋町の実態から踏まえてこれができるはずもなく、また、自転車の事故が

増えたことによって自転車も保険が義務化されていますよね。自転車の保険も義務化されたと思うんです。だから、自転車についてもちゃんと義務化されるような制度になったということは、国の制度が変わってきたという一番大きな理由というのは、自転車による、自転車というのが歩行者とは違って、自転車は交通法規にのっとった形での仕掛けがちゃんとしてあるわけです。だからそのところを、自転車に乗っている人が自分は歩行者と、ちょっと自転車に乗っているだけなんだという意識のほうが問題であって、やっぱり自転車というのは凶器にもなり得る、そのためにはしっかりと道路交通法などを学んでいただくような、本当は教育委員会なんかと連携して、昔はありましたけれど、自転車に対する価値観じゃないけれど、自転車に対する問題意識というのをしっかりと構築していった上でないと、この自転車通行帯の設置などということについては、かなり厳しい部分があるんじゃないかなと思うんですが、それについてはどのようにお考えなのか。

ただ、国が変えたから高鍋町も変えますって、暗に惰性で変えたのか。いや、そうじゃない、ちゃんと将来的な見通しを立てて、この条例を設置したんだという気持ちなのかどうか、町長にお伺いしたいと思います。

○議長（緒方 直樹） 暫時休憩します。

午前10時22分休憩

.....

午前10時22分再開

○議長（緒方 直樹） 再開します。

町長。

○町長（黒木 敏之君） 私に説明しろということですので、今、細かく習いましたけども。自転車道と、あと歩行者等の今後の増減と課題と受け止めながら判断することによって取り決めていきたいということになるかと思います。

○議長（緒方 直樹） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） これで質疑を終わります。

次に、議案第43号道路占用料徴収条例の一部改正について質疑を行います。質疑はありませんか。11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 11番、中村末子。この改正条例案によりますと占用料が少し安くなるようなんですけれども、全体でどのぐらいの減となるのかお伺いします。

○議長（緒方 直樹） 建設管理課長。

○建設管理課長（長友 和也君） 建設管理課長。今回、道路占用料徴収条例の改正で、第2種電柱の占用料が1本につき1,000円だったものが970円になるなど、占用料が下がるものがございます。実質60項目あるうち36項目が下がることとなりますけども、昨年度までの実績で試算しましたところ、道路占用料の歳入が年間約420万円ほどございますけども約6万円程度減になるものと思われま。

以上でございます。

○議長（緒方 直樹） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） これで質疑を終わります。

次に、議案第44号令和3年度高鍋町一般会計補正予算（第1号）について質疑を行います。質疑はありませんか。2番、永友良和議員。

○2番（永友 良和君） 一般会計補正予算の中について質疑をいたします。ページでいくと33ページになりますが、農業費の中の畜産業費の県支出金になるんですが、ちょっと委員会で審査は、委員会が違いますので、この場でちょっとお尋ねしておきたいと思えます。

その中の畜産競争力強化整備事業補助金、これ8億4,000万円と金額的に大きいんですが、これ、県の支出金ということで、多分トンネル事業みたいな、事業者そのまま行くんだらうと思えます。そこで、事業のこの内容と、できれば事業者等が分かればお答え願います。

○議長（緒方 直樹） 農業政策課長。

○農業政策課長（渡部 忠士君） 農業政策課長。お答えをいたします。

今回の畜産競争力強化整備事業でございますけれども、こちら国の補助事業でございます。いわゆる畜産クラスター事業と呼ばれているものでございます。本事業は、地域産業の核として必要不可欠な存在である畜産の生産基盤を確保するとともに、国際競争力強化のため、地域の関係者が連携して作成いたします地域全体の収益力を向上させる計画、目標の達成のための取組について、その中心的な役割を担います畜産経営体等が行います施設整備の取組を支援すると、そのことによりまして地域の畜産の収益力の向上を図り、畜産の安定に資するものとするというものでございます。

今回、高鍋町におきまして、この事業を活用しました2件の新規事業が計画されているところでございます。1件は、牛の餌となります混合飼料を生産するTMRセンター施設整備、もう1件は肉用鶏ブロイラーの飼養管理施設でございます。この補助金につきましては、施設整備がなされる自治体を通して国からの補助金が交付される仕組みとなっておりますことから、今回、予算計上をさせていただいたものでございます。議員の御指摘のとおりトンネル予算というものでございまして、本町に関しましては、この補助事業に関する負担はございません。

以上でございます。

○議長（緒方 直樹） ほかに質疑はありませんか。11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 11番、中村末子。ちょっと多岐にわたりますので、ゆっくり読み上げたいと思えます。

地方債補正が全体であります。どのような計画なのか、目的ごとに説明を求めたいと思えます。

また、保育園の補正予算後、予算が増額した理由は何か、説明を求めたいと思います。  
歳入の低所得の子育て世帯生活支援特別給付金について、その要綱はどのようになっているのかお伺いします。

学校保健特別対策事業費とはどのような内容なのか。

先ほど畜産競争力の強化学業の説明の中で、畜産クラスター事業というのがありました。畜産クラスターとなれば、餌を生産するという事は相応のしっかりした圃場が必要になってくるとと思いますが、その会社はきちんとした圃場整備ができていますか。

それと、そこを施設整備とありますけれども、クラスター事業、餌については、これは日高議員のほうは詳しいんですけども、私が知る限りでは、施設整備の中には畜産クラスター事業で、要するに青いまま、そのまんま出すやつ、発酵しながらちょっとした熟成した形の餌を作るやつ、いろんなどころがないと、青い餌だけでは肉牛というのはきちんと育たないんですよ。だから、それをじゃあどうするのか。だから、その餌用のトウモロコシなどを植えていくについても、これだけの畜産クラスター事業をやるとなれば、かなり大規模にやらないとできないということは、多分農業をやっている方、畜産をやっている方であれば、これは十分な考えを持っていらっしゃるだろうと思うんです。

だから、口蹄疫のときから、これが一番問題になっておりましたので、やはり自分の国で自分たちの肥育する畜産、要するに畜産関係、鶏でも何でもそうですけれども、畜産関係についてはしっかりと餌を確保するということが喫緊の課題だったわけですよ、あのときね。だからクラスター事業が非常に国でも取り上げられ、これについての補助金も出すということで、これはずっと、あの口蹄疫以降、農林水産省もかなり力を入れてやられてきている事業なんですけれども、やはり圃場が確保できないというのが、まず1つ大きな要因であったわけですね。それをどうするのかっていうことが解決できたのかどうか、それは聞きたいと思います。

財政調整基金を繰り入れる計画をお聞かせ願いたいと思います。

現在、会計年度任用職員は何名いて、どの課にどれぐらい配置されているのか。詳細は委員会で聞きますので、大まかに答えていただければ大丈夫だと思います。

ページ22、23の包括的連携事業について、どのような成果があり謝金が支払われていくのか。これは委員会でも審査されると思いますが、ちょっと私も聞いておきたいなと思って聞きます。

企画費の負担金及び交付金について、どのような企画をし、成果はどのように考えているのかお伺いします。

児童福祉費に関して、新型コロナウイルス感染症対策費としてあるんですけども、具体的にはどのような内容で、どのような成果を得ることができるのかお伺いします。

コールセンター委託料が250万円とありますが、当初と合わせ幾らになったのか。また、その成果は、今までコールセンターにつないでもつながらない、30分も電話をかけ

ていると20秒10円かかる、そうすると30分かけて、切れたにしても900円もかかると、5回したら4,500円の請求が来ると、どう考えているんだって、私は随分、金額まで言われて文句まで言われました。だから、やっぱりコールセンターの委託料が250万円っていうのはちょっと非常識すぎるんじゃないかなというふうになんかちょっと思ったところですので、まあ成果があったのか、なかったのかということも含めて、これまでの分ですね、これまでの分をどういうふうに思ってたのかお伺いしたいと思います。

プレミアム付き商品券発行があるんですけども、どのような計画なのか。他町とどこが違いどのような成果を期待しているのかをお伺いしたいと思います。

公営住宅法関係においては修繕費についての考え方、これはどうなっているのかお伺いしたいと思います。

備品購入費が教育総務、社会教育関係であるんですけども、これは体温測定器なのか、何かほかの物か、お伺いして、一応1回目は終わりたいと思います。

○議長（緒方 直樹） 財政経営課長。

○財政経営課長（飯干 雄司君） 財政経営課長。財政経営課関係部分についてお答えいたします。

まず、地方債についてでございますが、8ページ起債の目的に沿って説明をさせていただきます。

まず、農業水路等長寿命化防災減災事業についてでございますが、中尾地区の水路の改修工事でございます。公営住宅施設整備事業は、舞鶴団地I棟、西都線の南側の奥のほうになります。I棟の外壁及び屋根の改修工事。図書館整備事業は、図書館の老朽化対策工事。西中学校公共浄化槽改修事業は、高鍋西中学校の合併浄化槽の更新工事。保育園施設整備事業は、一真持田保育園の施設整備事業に対する補助金。町単独道路改良事業は、町が単独で行う道路の整備。社会資本整備総合交付金事業は、社会資本整備総合交付金を受けて行う道路の整備について、それぞれ起債するものでございます。

保育園施設整備事業が増額となった理由でございますが、補正前につきましては、わかば保育園の大規模改修工事に対する起債のみでございましたが、先ほど答弁いたしましたとおり、一真持田保育園の施設整備事業に対する補助金についての記載を追加したためでございます。

次に、財政調整基金の繰り入れについてお答えいたします。

まず、財政調整基金につきましては災害に備える役割も持っているものであり、その処分につきましても制限されており、地方財政法及び高鍋町財政調整基金の設置、管理及び処分に関する条例に規定されている場合に限り処分できるものでございます。

予算編成作業に当たりましては、真に必要な事業であるか否かの視点を常に持った上で、より厳しい査定を重ねて、できる限り財政調整基金を繰り入れないようにしてきたところでございますが、新型コロナウイルス感染症が終息する見通しがいまだ立たず、今後、財

政状況がさらに厳しくなることが予想されますので、今まで以上に厳しい視点で予算編成作業に当たり、財政調整基金に頼らない財政運営を目指してまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（緒方 直樹） 福祉課長。

○福祉課長（杉田 将也君） 福祉課長。福祉課関係部分についてお答えいたします。

まず、低所得の子育て世帯生活支援特別給付金に係る要綱についてでございますが、厚生労働省から交付要綱が示されたところであり、それに基づき町の要綱を福祉課にて作成しているところでございます。

次に、児童福祉費の新型コロナウイルス感染症対策費についてでございますが、ほとんどは低所得の子育て世帯生活支援特別給付金事業に係る経費でございます。低所得の子育て世帯生活支援特別給付金事業につきましては、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で子育て世代の雇用動向は悪化しており、失業や収入減少にありながら、子育ての負担を担う低所得の子育て世帯の家計は困難を抱えていることから、その生活の支援を行うため、児童1人当たり5万円を支給するものでございます。支給要件は、令和3年3月31日時点で18歳未満の児童、障がい児は20歳未満を養育する父母等で、令和3年度住民税が非課税の方、または令和3年1月1日以降の収入が急変し住民税非課税相当の収入となった方が対象となります。

そのほか、新型コロナウイルス感染症対策利用料減免事業補助金を計上しております。先月、一部の放課後児童クラブに対しまして感染拡大防止のための臨時休所及び利用自粛要請を行いました。当該保護者に対し利用料の減額分を補助するものでございます。

以上です。

○議長（緒方 直樹） 教育総務課長。

○教育総務課長（横山 英二君） 教育総務課長。教育総務課関係部分についてお答えいたします。

まず、学校保健特別対策事業費についてでございますけども、感染症対策等の学校教育活動継続支援事業といいます国の新しい補助事業を活用いたしまして、小中学校の教育活動を継続させることを目的として、児童生徒、教職員等の感染症対策に必要となる物品の購入を行う事業でございます。こちらは学校規模に応じて補助上限額が設定されておりまして、東小学校が160万円、西小学校が120万円、中学校はそれぞれ80万円となっております。補助率は2分の1でございまして、町負担につきましては新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充当する予定としております。

具体的には追加的に購入する消毒薬などの保健衛生用の消耗品、それから非接触型体温計などの保健衛生用の備品、それからサーキュレーターなどの教室における換気を徹底するための備品、保健室の衛生環境の向上に必要となる備品などの購入整備を行いたいと考えております。

次に、教育総務費の備品購入費についてでございますけども、こちらは商工会館に移転後に使用を考えております新型コロナウイルス感染症対策用の備品といたしまして、入口に設置するタブレット型のサーマルカメラを1台、それから窓口カウンターに設置するアクリルパーテーション3セットを購入するものでございます。

以上です。

○議長（緒方 直樹） 農業政策課長。

○農業政策課長（渡部 忠士君） 農業政策課長。農業政策課関連、お尋ねの畜産競争力強化整備事業に係る事業の内容、用地の取得などについてどうなっているのかというお尋ねでございます。

この計画に基づきまして、確かに議員のおっしゃるとおり、大変広大な用地が必要とされているところでございます。計画によりまして、最終的には500ヘクタールの作付農地を確保していきたいということでございます。最終的にはということですので、順次計画を進めていく中で、それを達成していきたいということでございます。

現時点では、では、どうなっているのかということでございますけれども、現時点におきましては、まず、この事業に賛同いただける農家さんがございます。この計画に賛同いただいて、このTMRセンターから飼料を購入するという農家さんでございまして、この方々が所有しております農地が約150ヘクタールあるということでございます。そちらのほうを、まずは提供いただくということになっております。

さらにこのTMRセンターの子会社に川南町のほうにございますアグリパートナー宮崎という会社がございまして、そちらのほうに現在耕作しております農地が約100ヘクタールあるということでございまして、現在、既に250ヘクタールの農地を確保できているという状況でございます。行く行くその残りの250ヘクタールにつきましても、特に高鍋町内の耕作放棄地等につきまして、農業委員会などのあっせんを受けて確保していきたいという話でございます。

ちなみに餌でございまして、今回TMRセンターで作られる餌というのは混合飼料でございます。そのまま生ということではございません。

以上でございます。

○議長（緒方 直樹） 総務課長。

○総務課長（野中 康弘君） 総務課長。総務課関係部分についてお答えをいたします。

会計年度任用職員の配属状況についてでございますが、6月1日現在で178名を任用しております。主な配属先は、教育総務課所管において、主に小中学校関係で47名、社会教育課所管において、主に社会教育施設や社会体育施設の管理人等で46名、健康保険課所管において、主に介護認定調査員や健康づくりセンターの保健師などで24名となっております。

以上でございます。

○議長（緒方 直樹） 地域政策課長。

○地域政策課長（日高 茂利君） 地域政策課長。地域政策課関連部分についてお答えいたします。

まず、包括的連携事業についてでございますが、現在、本町では民間の企業や団体など様々な分野において包括連携協定を締結しているところでございます。この連携協定に基づきまして、本町の地域課題の解決や地方創生に資する取組の推進、また地域活性化などに資する事業を実施していただく場合に協力謝金として支払うものでございます。

次に、企画費の負担金補助及び交付金でございますが、まず、児湯コンソーシアムプロジェクト協議会負担金につきましては、東児湯地域の行政、産業、医療分野等におきます将来の人材を東児湯地域内で一貫して育て、自立した地域づくりにつながることを目的とし、東児湯5町と本町内に2つございます県立高校で設立されました協議会への負担金でございます。具体的な事業といたしましては、東児湯管内の中学生を対象といたしました合同学習会の実施や中高生対象の学生サミットなどが計画されているところでございます。

次に、高鍋町内県立高等学校魅力化補助金でございますが、町内でございます県立高校の魅力化を図ることで両高校の特色を生かした人材の確保に取り組み、町の活性化や関係人口創出等につなげていくことを目指しております。本事業は高鍋高校の実施いたします学力向上事業、同じく高鍋農業高校の実施いたします魅力ある農業教育推進事業を支援するものでございます。

次に、高鍋町移住支援補助金でございますが、県内における移住定住の促進及び地域におきます人材不足の解消を図るため、町と宮崎県が共同して行う事業でございます。具体的には、県外から高鍋町に移住し、支援金の支給要件を満たした場合に移住支援金を交付するものでございます。

次に、高鍋町空き家バンクリフォーム等補助金でございますが、町内の空き家物件の有効活用と、本町への移住定住を促進するために、空き家バンクの登録物件について改修費用や家財等撤去費用の一部を補助するものでございます。

最後に、プレミアム付き商品券発行事業につきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大により低迷が続いております町内経済の消費喚起を目的に実施する事業でございます。今回のプレミアム率といたしましては30%、発行額面6,500円の商品券を5,000円で1万8,000組発行するものでございます。

○議長（緒方 直樹） 健康保険課長。

○健康保険課長（川野 和成君） 健康保険課長。健康保険課関係分につきまして御説明いたします。

コールセンター等の委託業務につきましては、当初2月1日から9月30日までの契約期間で2,336万4,616円で契約をいたしました。今回の補正額を加えますと2,586万円程度となります。今回の補正は国が示していた接種スケジュールよりも遅れていることから、9月末までとしていた委託期間を11月までに延長することに伴い増額するものでございます。

なお、成果についてでございますけど、コールセンターへの電話がつながりにくいという状況で町民の皆様へ御迷惑をおかけしましたけど、予約の受付、問合せの対応については十分な成果があったと考えております。

○議長（緒方 直樹） 建設管理課長。

○建設管理課長（長友 和也君） 建設管理課長。公営住宅法の関係において修繕費の考え方についてという御質疑ですけども、公営住宅法第21条では、「事業主体は、公営住宅の家屋の壁、基礎、柱、床、屋根及び階段並びに給排水施設、電気施設などの附帯施設について修繕する必要があるときは遅滞なく修繕しなければならない」とありますので、今回計上させていただいております舞鶴団地I棟外壁及び屋根改修工事は事業主体が修繕するものであり、修繕費はもともと家賃算定に含まれていることから、家賃が上がることはございません。修繕の範囲を超えてエレベーターをつけるなど改善事業等が実施された場合には、工事費が家賃算定の係数に反映されるため、家賃が上がる場合がございます。

以上でございます。

○議長（緒方 直樹） 社会教育課長。

○社会教育課長（山下 美穂君） 社会教育課長。備品購入費の社会教育課関係部分についてでございますが、たかしんホール、図書館、歴史総合資料館、美術館の受付カウンターに設置をしますアクリルパーテーションのほか、公民館講座等で使用いたしますワイヤレスアンプ、美術館ギャラリートークなどで使用いたしますワイヤレスガイドでございます。いずれも、新型コロナウイルス感染症対策用の備品として購入するものでございます。

○議長（緒方 直樹） 11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 11番。あとは委員会で審査をしていただけたらと思っていますので、1つだけ確認させてください。

それは、プレミアム付き商品券発行について。聞きました、金額については。だけど、この前の商品券発行みたいに、これだけは飲食店で使ってくださいよとか、そういう規定が含まれてしまうと、買う人が引いてしまうんですね。だから、ひむかとおんなしように、いろんな物に使える。やっぱり商業者はみんなどこも冷え込んでいますので、だからそういう意味ではどこでも使える、何にでも使えるという状況をつくっておいていただかないと、消費者は使いにくいものであれば、幾ら30%という率であったとしても、商業者間でも不満が出るし、そして消費者間でも不満が出るという状況になって、非常に大変な思いを前回はされたと思うんですね。

だから、これを企画をしていただく側で、これ、委員会である程度きちんと審査をしていただけるものと私も思っておりますけれども、どういう発行内容とするのか大体のお考えがあるのかどうか、そこを確認させてください。

○議長（緒方 直樹） 地域政策課長。

○地域政策課長（日高 茂利君） 地域政策課長。今回のプレミアム付き商品券発行事業につきましては、議員の申されますとおり、特定の業種に加算するような前回の様な形で

の発行は考えておりません。現時点では、飲食店だけではなく様々な業種のほうに影響が広がっているということは認識しておりますので、今回の商品券につきましては通常のプレミアム商品券とお考えいただいでよろしいかと思ます。

○議長（緒方 直樹） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） これで質疑を終わります。

次に、議案第45号令和3年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について質疑を行います。質疑はありませんか。11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 税減額理由の要因は何なんでしょうか。特定健診は、コロナ禍にあるんですけども、運営がスムーズにされているのかどうかお伺いします。

○議長（緒方 直樹） 健康保険課長。

○健康保険課長（川野 和成君） 健康保険課長。お答えいたします。

当初予算における国民健康保険税は、県に支払う国民健康保険事業費納付金と同額で計上させていただいております。今回の補正につきましては税率が確定したことによる減額で、その不足分につきましては財源といたしまして国民健康保険の基金で補填するものでございます。

次に、コロナ禍における特定健診の運営でございますけど、感染の状況によって実施時期を延期したり、受付時間を細かく区切って健診を受けていただくことによって、健診に要する時間を短縮し、かつ密を避けるなど、感染拡大防止対策を十分に行って健診を実施しております。そのことによってスムーズに行われているというふうに考えております。

○議長（緒方 直樹） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） これで質疑を終わります。

以上で総括質疑を終わります。

お諮りいたします。議案第35号から議案第37号及び議案第39号から議案第44号までの9件につきましては、お手元に配付しました付託議案審査日程表のとおり、所管の各常任委員会に審査を付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） 異議なしと認めます。したがって、議案第35号から議案第37号及び議案第39号から議案第44号までの9件につきましては、各常任委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第38号及び議案第45号の2件につきましては、議長を除く13名をもって構成する特別会計予算及び条例審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思ますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） 異議なしと認めます。したがって、議案第38号及び議案第45号

の2件につきましては、議長を除く13名をもって構成する特別会計予算及び条例審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定いたしました。

ここで、正副委員長の互選を行うため、暫時休憩いたします。

午前10時53分休憩

.....

午前10時55分再開

○議長（緒方 直樹） 再開いたします。

先ほどの特別会計予算及び条例審査特別委員会の設置に伴いまして、正副委員長の互選が行われましたので、結果について報告いたします。

特別会計予算及び条例審査特別委員会委員長に後藤正弘議員、副委員長に古川誠議員がそれぞれ互選されました。

----- . ----- . -----

○議長（緒方 直樹） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。

午前10時56分散会

-----